

社会福祉法人室蘭福祉事業協会  
保育所における処遇改善手当の支給の特例に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、社会福祉法人室蘭福祉事業協会職員給与規則第35条及び社会福祉法人室蘭福祉事業協会臨時的任用職員就業規則第30条（以下、これらを「給与規則」という。）に規定する処遇改善手当の支給について、給与規則に定めるもののほか、国、北海道又は室蘭市の施策として実施する処遇改善手当の支給に関して、その特例を定めるものとする。

(支給対象者及び支給額)

第2条 支給対象者及び支給額は、別表のとおりとする。

2 支給は月額支給とする。

(取扱い)

第3条 この規則による処遇改善手当の取り扱いについては、給与規則の処遇改善手当と同様とする。

附 則

この規則は、平成29年12月1日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

別表

(単位：円)

	支給対象者	月額支給額
正職員	施設長	39,000
	主任保育士	39,000
	次席保育士	40,000
	保育士	40,000
准職員	看護師	5,000
	保育士	5,000
	調理員	5,000
契約職員	障害児担当保育士	5,000
	10年以上経験保育士	5,000
	調理責任者	5,000
パート職員	障害児担当保育士	5,000